

開催スケジュール及びオーガナイザー連絡先

	日程	コース	主催者	連絡先
第1戦	2月10日	仙台HR	CMSC仙台	022-772-5521
第2戦	3月2日	MSSP	CMSC福島	024-525-5222
第3戦	4月13日	MSSP	AIZU.SCC	0242-54-2611
第4戦	5月11日	仙台HR	RTGP	0237-55-3108
第5戦	5月25日	エビス	SIF	024-591-3817
第6戦	6月29日	MSSP	AIZU.SCC	0242-54-2611
第7戦	8月17日	MSSP	共同主催	0242-54-2611
第8戦	10月5日	仙台HR	CMSC仙台	022-772-5521

第3,4,5,8戦は地区戦とのダブルタイトルになります。

第1戦 2月10日、第8戦 10月5日

コルトモータースポーツクラブ仙台 (CMSC 仙台)

981-3111 仙台市泉区松森字斎兵衛17-1

TEL 022-772-5521

E-mail masaichi@pop02.odn.ne.jp

第2戦 3月2日

コルトモータースポーツクラブ福島 (CMSC 福島)

960-8204 福島県福島市岡部字大蔵42-1

TEL 024-525-5222

E-mail cmscf@hotmail.co.jp

第3戦 4月13日、第6戦 6月29日

会津スポーツカークラブ (AIZU-SCC)

969-6251 福島県大沼郡会津美里町永井野字岩ノ神2136

(株)積田モーター商会内 TEL 0242-54-2611

E-mail tsumita@nifty.com

第4戦 5月25日

ラリーチームグラウンドプロジェクト (RTGP)

995-0006 山形県村山市大字林崎69 ヤマヤオートサービス

TEL 0237-55-3108

第5戦 5月27日

エスアイエフ (SIF)

960-2261 福島市町庭坂字富山79-2

(有)Sマジック須田自動車内 TEL 024-591-3817

E-mail fwpg8382@mb.infoweb.ne.jp

第7戦 8月17日

福島県クラブによる共同開催

969-6251 福島県大沼郡会津美里町永井野字岩ノ神2136

(株)積田モーター商会内 TEL 0242-54-2611

E-mail tsumita@nifty.com

クラス区分が変更になりました。

1クラス ビギナー 2WD

2クラス レギュラー 2WD

3クラス 4クラス・5クラス以外の4WD

4クラス ビギナー 4WD (ランサー・インプレッサ)

5クラス レギュラー 4WD (ランサー・インプレッサ)

その他各主催者によるオプションクラス

ビギナー・レギュラーの申告は申し込み時に選手が行いますが、最終的には主催者が前年(過去)の東北選手権等の成績により判断します。

ビギナー、レギュラークラスの詳細につきましては各主催者にお問い合わせ下さい。

シリーズ戦事務局

仙台レーシングクラブ

984-0837 仙台市若林区日辺字宅地64

仙台レーシング内

針生 政幸

TEL 022-289-4085

FAX 022-289-4027

E-mail racing1@ybb.ne.jp

2008 宮城-福島グートライアルシリーズ共通規則書

公示

本競技会はFIA国際モータースポーツ競技規則並びにそれに準拠した日本自動車連盟(JAF)国内競技規則さらには本共通規則書及び各オーガナイザーが制定する本競技会の特別規則書付則に従って開催される。

第1章大会組織(オーガナイザーが別紙記載)

第1条競技会名称第2条競技種目第3条競技の格式

第4条開催日

第5条競技会の開催場所

第6条オーガナイザー

第7条競技会大会役員及び競技役員

第8条大会事務局

第9条競技会のタイムスケジュール

第10条競技会のクラス区分

第2章開催規定

第11条参加制限

- 1) 1選手は1イベントに1クラスしか参加できない。
- 2) 同一車両による重複参加はクラス制限をしない。

第12条参加車両

- 1) 2008年度JAF国内競技車両規則に適合したFIA公認車両及びJAF公認車両または登録車両が望ましい。
- 2) クラス区分

1クラス ビギナー2WD

2クラス レギュラー2WD

3クラス 4クラス・5クラス以外の4WD

4クラス ビギナー4WD (ランサー・インプレッサ)

5クラス レギュラー4WD (ランサー・インプレッサ)

その他各主催者によるオプションクラス

ビギナー・レギュラーの申告は申し込み時に選手が行いますが、最終的には主催者が前年(過去)の東北選手権等の成績により判断します。

(ビギナー、レギュラークラスの詳細につきましては各主催者にお問い合わせ下さい。)

第13条参加者、競技運転者及び参加資格

- 1) 競技運転者は公安委員会発行の有効な普通以上の自動車運転免許証の所有者でなければならない。
- 2) 20歳未満の競技運転者は参加申込に際し親権者の承諾を必要とし参加申込書に記名捺印すること。
- 3) 参加者は本競技会に有効な保険に加入していること。但しJMRC共済でも可。

第14条参加申込

- 1) 参加申込先は本規則書第8条に記載
- 2) 所定の参加申込書類に参加料、及び諸費用を添えて大会事務局に郵送するか直接大会事務局に持参の上申し込むこと。参加料は現金とする。また締切日までに振込みにて入金し、FAX及び電子メールで参加提出書類を送付することもできる。その際振込み依頼書やネットバンキングの確認画面の写し等入金の確認出来る物の写しを添付すること。
- 3) 参加車両名は15字以内とし必ず車両名(通称名)を入れること。
- 4) オーガナイザーは理由を示すことなく参加を拒否することができる。速やかにその理由を付してJAFに報告しなければならない。この場合参加料は返送料金及び事務手数料数千円を差し引いて申込者に返金する。尚、正式受理後の参加料は競技会を中止した場合、延期により参加者が参加することが出来ない場合を除き返金しない。

第15条参加者に対する指示及び公示

- 1) 競技会審査委員会は公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
- 2) 競技の順位及び結果その他参加者に関する公示は予め決められた場所に公表する。
- 3) 競技会審査委員会及び競技長、組織委員長、大会事務局等の決定事項又は公示或いは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第16条車両、及び競技運転者の変更

- 1) 競技運転者の変更は正式受理後には認められない。
- 2) 参加申込正式受理後の車両変更は車両に故障破損等やむを得ない事情がある場合のみとし競技会審査委員会の承諾を得ること。

第3章 車両検査

第17条車両検査

- 1) 車両検査は特別規則書又は公式通知に示されるタイムスケジュールに従って所定の場所で受けなければならない。車両検査を受けない場合及び検査結果が不適合と判断された場合には出場できない。
- 2) 技術委員長は車両の安全装備等が不適合と判断した箇所について修正を求められた車両は修正の後再車検を受けなければならない。

第18条ゼッケン

ゼッケン番号はオーガナイザーが決定する。ゼッケンはオーガナイザーが用意したものを使用し指定された位置に全周テーピングを施して正しく貼り付けること。

第4章 競技に関する基準規則

第19条ドライバーズブリーフィング

- 1) ドライバーズブリーフィングはあらかじめ指定した場所において、競技開始少なく

とも30分前に終了するよう行われる。

- 2) ドライバーズブリーフィングはタイムスケジュールに従って行う。
- 3) すべての運転者はドライバーズブリーフィングに必ず出席しなければならない。遅刻を含み未出席の場合ペナルティの対象となる。

第20条慣熟走行慣熟歩行

- 1) 慣熟走行は公式通知にて発表された時のみ行われる。
- 2) 慣熟歩行はタイムスケジュールに従って行う。

第21条スタート

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行う。
- 2) スタート方式はスタンディングスタート又は路面状況を考慮して競技長が定めた位置からフライングスタートとする。

第22条リタイヤ

競技の途中で競技を中止する場合、明確に意思表示を行いその旨を競技長に申し出て棄権すること。

第23条一般安全規定

- 1) 全ての車両は乗員保護のため6点式以上のロールオーバーを装着することが望ましい。
- 2) 競技中は運転席側の窓及びサンルーフは全閉すること。
- 3) 全ての車両は4点式以上の安全ベルトを装着することが望ましい。
- 4) 全ての車両は前後に牽引装置を備えること。プラケットの場合取付部分を含め車両を牽引して移動するのに十分な強度を有すること。
- 5) パドック内でのウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 6) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合リジッドジャッキ(通称ウマ)を用いドライバー又はメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。

第24条競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ又は長袖長ズボンレーシンググローブの着用を義務づける。
- 2) 競技ヘルメットはJAF国内競技規則付則の「競技用ヘルメットに関する指示項」に適合するものを着用すること。この場合ラベルで表示してあるか又は証明できること。

第25条信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則スピード行事における旗信号に関する指導要項及び国際モータースポーツ競技規則付則に指定された信号によって伝達される。

日章旗又はクラブ旗スタート合図

黄旗パイロントッチ

黒旗ミスコース

赤旗危険有り直ちに停止せよ

緑旗コースクリア

チェッカー旗ゴール合図

第26条競技の中断

- 1) 事故、故障によってコースが閉鎖された場合又は天候その他の理由で競技を中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗を表示し、同時にオブザーベーションポストにおいても赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図と同時に走行中の全車両は直ちに競技走行を中止しオフィシャルの指示に従うこと。

第27条計時

- 1) 計時は競技車両が最初のコントロールラインを横切ったときより開始し最後のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は自動計測器を使用する。1/100秒以上を計測しその計測結果を正式成績とする。ストップウォッチで行う場合は事前に公式通知で通達するが2個以上のストップウォッチを使用し1/100秒まで計測し平均タイムを成績とする。

第28条順位決定

原則として2ヒート行いその内の良好なタイムを採用し最終順位とする。但し同タイムの者が複数の場合は以下により順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好な順
- 2) 排気量の小さい順
- 3) 競技会審査委員会の決定による

第29条ペナルティ

- 1) コース上の指定パイロンに対し、接触、移動又は転倒と判断された場合1個について5秒を走行タイムに加算する。
- 2) ミスコースと判断された場合は当該ヒートを無効とする。
- 3) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走資格を失う。
- 4) 走行中他の援助(オフィシャル含む)を受けた場合は当該ヒートを無効とする。
- 5) スタート合図後3分を経過してもゴールラインに到着しない場合は当該ヒートを無効とする。

第30条失格規定

- 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合及び理由なく本規則第36条を守らなかった場合。
- 2) 不正行為を行った場合。
- 3) コースアウト等で他人及び施設等に重大な損害を与えた場合。

第5章 抗議

第3.1条抗議

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議をする権利を有する。但し特別規則書に規定されたオーガナイザーの行う参加申込拒否及び審判員の判定に対しての抗議は出来ない。

- 1) 抗議を行う時は必ず文書により理由を明記し署名の上、抗議1件20,300円を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議料は審査委員長により抗議が正当と裁定された場合のみ返還される。
- 3) 計測機器の精度位置に関する抗議はできない。
- 4) 審査委員会ん裁定結果は参加者に公式通知で発表する。

第3.2条抗議の制限時間

- 1) 成績に関する抗議はそのクラス暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。
- 2) 技術員長の決定に関する抗議は決定直後に提出しなければならない。
- 3) 競技中の過失または反則に対する抗議はその競技終了後30分以内とする。

第6章 競技会の延期中止短縮損害の補償

第3.3条競技会の延期または短縮

- 1) 競技会審査委員会は保安上又は不可抗力の理由で競技会の延期、競技回数の変更を行うことができる。
- 2) 競技会審査委員会は悪天候、コースコンディションの悪化等によって1ヒートのみで打ち切る場合がある。
- 3) 競技会の中止の場合参加料は返還される。延期の場合参加料は当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合は返還される。

第7章 損害の補償

第3.4条損害の補償

- 1) 参加者及び競技運転者は参加車両及び付属品等の損害、盗難、紛失等の損害及び会場施設の器物等を破損させた場合の補償について理由の如何に関らず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、サービス員、ゲストはJAF及びオーガナイザー、大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。即ち大会役員、競技役員がその任務に最善を尽くすことは勿論であるがその任務遂行によって起因したものであっても参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第8章 章典

第3.5条章典

- 1) 競技会毎章典
各クラス1~6位
章典の制限
2~3台1位まで、4~5台2位まで、6~7台3位まで、8~9台4位まで
10~11台5位まで、12台以上6位まで
表彰対象者が表彰式を欠席した場合は表彰式を放棄したものとみなし章典は授与されない。
- 2) 2007年宮城-福島ダートトライアルシリーズ章典
オプションクラスを除く5クラスを対象とし各10位まで表彰する。
シリーズポイントは(各クラス共通)出走台数に関係なく完走者に各戦毎に下記ポイントを与える。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ポイント	20	15	12	10	8	6	5	4	3	2

11位以降の完走者には1ポイントを与える。
各競技会でのクラス成立は1台以上とする。

- 3) シリーズ表彰対象者
クラス成立大会2戦以上の参加実績を必要とする。
ライセンス発給地は制限しない。
複数クラスのポイント取得者は取得ポイントの多いクラスを対象とする。
- 4) シリーズ表彰規定シリーズ全戦のポイントを有効として集計しシリーズ順位を決定する。尚、同ポイントの場合の順位決定は下記の通りとする。
参加数の多いものを優先とする。
上位入賞回数の多いものを優位とする。
年齢の若い方を優位とする。

第9章 遵守事項

第3.6条遵守事項

- 1) 全ての参加者は明朗かつ公正に行動し暴言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
- 2) 競技中、又は競技に関係する業務に就いているときは薬品等によって精神状態を繕ったり飲酒してはならない。

第10章 本規則の解釈及び施行

第3.7条本規則の解釈

- 1) 本規則は本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効になる。

- 2) 本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則及びその付則に準拠する。
- 3) 本特別規則書発行後、JAFにおいて決定された事項は全て本規則書に優先する。

大会シリーズ事務局大会組織委員会